

出席簿

根拠となる法令等

学校教育法施行令第19条

(校長の義務)

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、常に、その学校に在学する学齢児童又は学齢生徒の出席状況を明らかにしておかなければならない。

学校教育法施行規則第25条

校長は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

四万十町立学校管理運営規則第11条

2 省令第25条に規定する出席簿の様式は、教育委員会が定める。

四万十町立学校管理運営規則施行細則第7条

2 同条第2項に規定する出席簿の様式は、別記8号様式のとおりとし、児童生徒の忌引等は、次のとおりとする。

- (1) 父母（保護者） 7日
- (2) 祖父母 3日
- (3) 兄弟姉妹 3日
- (4) 曾祖父母 1日
- (5) その他 職員に準ずる

期間中に、休日又は休業日が含まれた場合においても、日数又は期間の延長は行わない

四万十町立学校管理運営規則第9条

(休業日)

学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7月20日から8月31日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬季休業日 12月25日から翌年1月10日までの間において校長が定める期間
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、校長が定める休業日

2 校長は、前項第3号から第6号に規定する休業日の期間又は同項第7号に規定する休業日を定めるときは、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

四万十町立学校管理運営規則第10条

(授業日の変更)

校長は、学校行事等の関係上必要があるときは、休業日を授業日に、又は授業日を休業日に変更することができる。この場合には、その旨を速やかに教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。この場合には、その理由及び期間を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

年度始めの設定等について

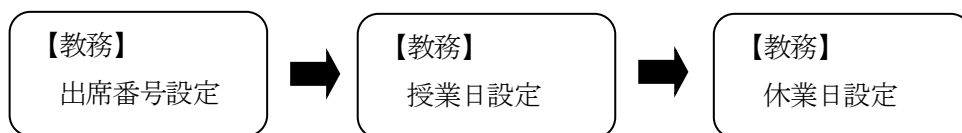
■校務支援サービス 操作マニュアル～年度更新・次年度準備作業編～第1.2版

【(P21) 4. 6. 出席番号設定

➡ (P30～34) 6. 出欠の入力に必要な設定を行なう (6. 1. 授業日設定 6. 2. 休業日設定)】

《年度始めの事務処理フロー》

【 】… 操作権限者



入力・保管方法

■市町村立学校校務支援システム出席簿作成要領【四万十町版】

■入力例

■校務支援サービス 操作マニュアル ～出欠席情報管理編～ 第 1.1 版

■出席簿作成要項補足資料

■校務支援システムにおける不登校児童生徒の出席簿入力について

【新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の扱い】

(参考通知)

■令和2年12月14日 事務連絡 四万十町教育委員会事務局学校教育課長
新型コロナウイルス感染症対策に係る児童生徒の出席停止の扱いについて

■令和3年9月3日 四万十町教育委員会
新型コロナウイルスワクチン接種について